

ICT を活用した高齢者見守りサービス利用助成事業

【ICT を活用した高齢者見守りサービス利用助成事業とは】

ひとり暮らしの高齢者がもしもの場合に備えて、緊急事態をインターネット回線などの無線通信を使って、別に居住を構える家族や友人知人に知らせることができる機器を使用するサービスを契約した場合に、機器の取り付けにかかる初期費用または月額利用料の全部もしくは一部を市が助成する事業です。

【助成対象者】

一宮市に居住し、住民登録のある65歳以上のひとり暮らしの方

※以下の場合には周囲の人によって安否の確認ができる環境ですので、該当しません。

1. 経常的に働いている方
2. 同一敷地内および隣接地に別棟で生活している家族などがおり、行き来がある方
3. 集合住宅の隣接部屋に生活している家族などがおり、行き来がある方

【助成金について】

初期費用または月額利用料（最大3ヶ月分）のどちらか多い額

限度額 15,000円

1世帯1回限り

※限度額を超えた分は自己負担

解約により助成対象経費の返金を受けた場合、返金にかかる助成金は返還

【助成対象となる見守りサービス】

助成対象となるサービスは、市が登録決定をした事業者の取り扱うサービスに限ります。（助成対象サービス概要）

サービス内容については一宮市公式ウェブサイト（ページID：1066339）に各サービスの概要が掲載されています。

右の二次元コードからも該当ページにアクセスできます。

その他の内容については、取扱業者にご確認ください。



手続きの流れ



1. 希望されるサービス取扱業者へ直接連絡し契約（利用申込）

※契約は助成対象ご本人様と取扱業者の契約となります。

契約書等は助成金の申請の際に必要なとなりますので、大切に保管をしてください。

2. 機器の設置、初期費用の支払い

※初期費用または月額利用料の支払い済みの領収書等は助成金の申請の際に必要なとなりますので、大切に保管をしてください。

3. 助成金の申請

電子での申請をご利用ください。

右の二次元コードから申請ができます。



【必要書類等】

- ・ICT活用高齢者見守りサービス利用助成申請書兼請求書（市指定様式）
（窓口申請の場合）
- ・契約書等（初期費用等がわかるもの）
- ・初期費用または月額利用料の支払い済みの領収書等
- ・申請者の本人確認書類

4. 助成金の受取

請求書に記入された振込先口座に助成金が振り込まれます。

※申請書兼請求書受付日から概ね2～3週間後に振り込まれます。

窓口での申請の方
申請場所はこちらです
一宮市役所高年福祉課（2階27番窓口）
尾西庁舎窓口課、木曽川庁舎総務窓口課



【お問い合わせ先】

一宮市高年福祉課 在宅福祉グループ 電話：28-9021（直通）